

丹波市こどもの権利に関する条例（案）に対するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) パブリックコメントの実施期間

令和6年11月19日（火）～令和6年12月18日（水）

(2) ご意見・ご提案の応募者数及び件数

応募者数：3名 件数：20件

2 ご意見・ご提案に対する市の考え方

番号	該当ページ	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
1	P5	心理・教育・福祉の専門家など、各分野の専門家がいた方がいいのではないか。3名以内であると特定の分野に偏った意見になる可能性があり、権利が適切に擁護されない可能性がある。	こどもの権利に関する専門知識が豊富な専門家を、それぞれ委嘱する予定です。多角的な視点、専門性の高さ、客観性において適切な対応が可能と考えています。	無
2	P5	計画策定については書いているが、評価改善のステップについて記載がない。書いていてもいいのではないか。	進捗管理については、策定する計画の中で記載するため、このままの表現とします。	無
3	P2～P3	「仕組みを設ける」や「場所を設置する必要がある」など具体的な話し合いが必ず行われる仕組みを入れる必要があるのではないかと思う。今の条例のままでは考え方の部分だけであり、解釈で逃げられる可能性がある。	具体的な施策については、策定する計画の中で推進するため、このままの表現とします。	無
4	P2	(6)いつでも相談できる場所を設けること。など制度とともに入れることは不可能か。	具体的な施策については、策定する計画の中で推進するため、このままの表現とします。	無
5	P3	(3)学校内で意見を発言する場を設け、活かされる機会があること。など具体的な施策にまで追求してほしい。	具体的な施策については、策定する計画の中で推進するため、このままの表現とします。	無

番号	該当ページ	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
6		<p>本パブリックコメントは市民の権利と義務を定める「条例」を制定するためのものと承知しています。</p> <p>行政計画の策定とは異なり、市民にとって非常に重たいものであり、市民が可能な限り理解し、条例制定について意見を伝えるべきものと考えています。特に本条例は議員が市民とともに策定することを心がけて取り組まれてきたものと認識しており、自治基本条例・参画と協働の指針も踏まえ、丁寧な取り組みが必要だったと思いますが、そうではなかったと思います。</p> <p>今回の意見募集では当初、条例本文だけが開示されるだけでした。途中段階でご意見申し上げ、議員立法的に検討されてきた経緯の資料と市役所内での検討経緯の資料が追加されたことはありがたかったと思います。</p> <p>ただ、議会の報告書は相当な分量があり、要約したポイントを示す努力が必要で、市役所内の検討経緯だけでなく検討内容を示していただくべきです。条例文に込められた思いや考え方を丁寧に解説いただかないと、意見を書くにしても誤解あるいは勝手な解釈での意見にもなりかねないと思いますし、条例制定後に逐条解説で、この条文はこういう意味ですと言われても後出しになると考えます。より丁寧な意見募集ができなかったことは今後の条例制定時に生かされるべきだと思います。（今後のご意見として承りますという回答ではなく、市の考え方をパブコメには返答・回答するものと思いますので、まさにその考え方・このような状況になっている背景・理由をお示ください）</p>	<p>パブリックコメントの方法などのご意見については、今後の条例制定時に活かしていきたいと考えています。</p> <p>この条例は、子どもの権利をその主体である子どもがまず知り、その周囲の大人や市民が広く知っていくことが大切です。</p> <p>条例の理解を深め趣旨や内容を正しく理解していただくための、逐条解説を現在作成中ですのでご理解ください。</p>	無
7	全体	<p>条文案のみでは、条文に込められた意味や意図が読み取ることが難しいです。なぜ、その条文を載せているのか、1つ1つに解説がほしいです。条例は、計画や規則よりも重要なものだと思います。市民に対する丁寧な説明をお願いします。</p>	<p>現在作成中の逐条解説やリーフレット等を活用し丁寧に説明してまいります。</p>	無
8	P1	<p>大人が子どもを尊重するだけでなく、子どもと大人が相互に理解し合い、尊重し合うことが大切だと考えます。そのような趣旨を、追加していただけないでしょうか。</p>	<p>この条例は、子どもを権利の主体として位置づけ、大人による子どもの権利の尊重を定めることを主な目的としており、このままの表現とします。</p>	無
9	P1	<p>権利が尊重されるためには、そのような権利があることを子どもも大人も知る必要があります。そのためには、知りたいことや調べたいことに誰もがアクセスできるように、「知る」こと、「学ぶ」ことの保障がされていないといけません。そのような基本的な考え方を前文に表現していただけないでしょうか。</p>	<p>この条例は児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえており、「知る」こと、「学ぶ」ことの権利についても保障しているため、このままの表現とします。</p>	無

番号	該当ページ	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
10	P1	こどもの定義は「こども基本法」に則ったものであることは理解しております。しかし、一般的に分かりにくい定義かと思えます。「18歳未満の市民。また、心身の発達の過程にある者をいいます」と表記するのはいかがでしょうか。	詳しい定義については、逐条解説で記載するため、このままの表現とします。	無
11	P1	育ち学ぶ施設には、子どもたちが利用する図書館や博物館、美術館等の社会教育施設もいれるべきではないでしょうか（社会教育法、図書館法、博物館法）。	詳しい定義については、逐条解説で記載するため、このままの表現とします。	無
12	P2	(1)遊び、学び、休み、のびのびと育つことについては、特に「学び」については、自らが学びたいことを自分の意思で選んで学ぶことができるということを、分かりやすく表現をしていただけないでしょうか（自分の意志で学ぶ権利、学びの自己決定権、多様な学びの保障に関連）。	詳しい定義については、逐条解説で記載するため、このままの表現とします。	無
13	P4	「市民は、こどもの権利を保障するための必要な活動にあたり、支援が必要な場合には支援を求めようとしなければなりません」について、どこに支援を求めると記載がありません。どこに支援を求めると、記載していただけないでしょうか。	詳しい定義については、逐条解説で記載するため、このままの表現とします。	無
14	P4	保護者と家庭への支援について、条文が見当たりませんでした。保護者がこどもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、市がそれぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行うことを、条例に定めていただけないでしょうか。	第11条第1項の中で定めているため、このままの表現とします。	無
15		これまでに条例を制定した、他の自治体の条例に記載されているような「こどもにやさしいまちづくりの推進」に関する記載が見当たりませんでした。こどもの権利保障や福祉だけでなく、こどもにとって幸せに暮らせる「こどもにやさしいまちづくり」を推進することで、こどもはもちろん大人にとっても幸せを感じられるまちにしていくことを、示して頂きたいです。そのことで、市民誰もが当事者として、「こどもの権利」に関わることができると思います。「こどもにやさしいまちづくりの推進」という表現を加えていただけないでしょうか。	第1条の中で定めているため、このままの表現とします。	無

番号	該当ページ	ご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方	修正の有無
16		<p>こどもの権利を学ぶ機会の保障について、条文が見当たりませんでした。こどもの権利を保障するためには、こどもの権利を、こどもと大人が理解する必要があります。そのようなこどもの権利を学ぶ機会を、市が中心となり積極的に作ることを、条文に追加していただけないでしょうか。</p>	<p>第11条の中で定めているため、このままの表現とします。</p>	無
17		<p>こどもたちが自分らしく、安心して居られる居場所づくりについて、条文が見当たりませんでした。誰一人取り残さないためには、家庭や学校以外で、安心して過ごし、つながりも感じられるサードプレイスの存在が注目されています。市が、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりの取り組むことを、条文に追加していただけないでしょうか。</p>	<p>具体的な施策については、策定する計画の中で推進するため、このままの表現とします。</p>	無
18		<p>こども自らが直接相談できる「相談の場」について、条文が見当たりませんでした。身近な場所での人間関係などでの困りごと、不安に感じることを気軽に話すことができるよう、市が中心となり、多様な相談の場をつくる必要があります。市が多様な相談の場をつくることを、条文に追加していただけないでしょうか。</p>	<p>具体的な施策については、策定する計画の中で推進するため、このままの表現とします。</p>	無
19		<p>何らかの理由により学校に通うことのできないこどもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるように、市が多様な学びの場の拡充することや支援することに関する条文が見当たりませんでした。公教育以外に、フリースクール等において、こどもが自ら選んで学ぶことのできる機会を充実する必要があります。そのようなことを、条文に追加していただけないでしょうか。</p>	<p>具体的な施策については、策定する計画の中で推進するため、このままの表現とします。</p>	無
20		<p>主に事業者の役割として、子育てをしている従業員が、子育てしやすい環境をつくる必要があります。子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育ての両立ができるよう、職場環境の整備に努めること、また市が支援することを、条文に追加していただけないでしょうか。</p>	<p>具体的な施策については、策定する計画の中で推進するため、このままの表現とします。</p>	無